

2019/11/8「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」の予算残額が2割程度となったことによる申請の取扱いについて

本日、予算額の残額が2割程度に達しましたので、令和元年11月9日（土曜日）からの申請（郵便による申請については、令和元年11月9日（土曜日）からの消印）については、申し込み順による審査を行いません。

令和元年11月9日～令和2年1月31日分の申請については、全ての審査が終了してからの補助金交付となります（交付決定は、令和2年2月中旬以降を予定）。ただし、予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定致しますので、ご承知方お願いいたします。

なお、11月8日（金曜日）までに一般財団法人環境優良車普及機構に配達、または持参により受付を行った申請（郵便による申請については、11月8日（金曜日）並びに11月8日（金曜日）以前に消印されたものを含む）については、申し込み順で審査を行い順次補助金の交付決定を行うこととしています。

（注）提出資料総括表を添付の上、必要な書類を確認してから提出してください。提出資料が不足している場合には、受付いたしかねる場合がございます。

〈参考〉

消印 持参	昨日 11/7（木）以前	本日 11/8 （金）	明日 11/9（土）以降 令和2年1/31（金）
取扱い	申し込み順による審査、交付決定実施		申し込み順による 審査は保留